破産債権の特別調査期日

平成２３年（フ）第６９５号
岡山市中区兼基142番地２、開始決定時の住所岡山市中区四御神169番地６
破産者　岡田　春子
特別調査期日　平成24年10月17日午前10時15分
平成24年９月３日
岡山地方裁判所第３民事部

債権者集会招集

平成２０年（フ）第５４号
愛媛県喜多郡内子町五百木363番地
破産者　有限会社愛媛テックス
１　期日　平成24年10月５日午前10時
２　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成24年９月３日　松山地方裁判所大洲支部

平成２１年（フ）第７７７７号
大阪府泉佐野市日根野4112番地、開始決定時の住所大阪府泉佐野市日根野4091番地1410
破産者　神藤　史久
１　期日　平成24年10月３日午後３時30分
２　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成24年９月４日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第９９０２号
大阪市中央区伏見町３丁目１番１―3604号、開始決定時の住所京都市北区上賀茂畔勝町17番地４
破産者　山本　武雄
１　期日　平成24年10月30日午前10時30分
２　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成24年９月４日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２４年（フ）第１０号
熊本県山鹿市久原5728番地１　久原団地18―２
破産者　小林　善弘
異議申述期間　平成24年11月１日まで
平成24年９月４日
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第８３８０号
東京都杉並区下高井戸４丁目28―５
破産者　大山　文矢
免責意見申述期間　平成24年12月５日まで
平成24年９月３日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８３８１号
東京都目黒区東が丘２丁目11―10―302
破産者　遠藤　久人
免責意見申述期間　平成24年12月５日まで
平成24年９月３日
東京地方裁判所民事第20部

免責審尋期日

平成２４年（フ）第８３８０号
東京都杉並区下高井戸４丁目28―５
破産者　大山　文矢
審尋期日　平成24年12月５日午前10時
平成24年９月３日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８３８１号
東京都目黒区東が丘２丁目11―10―302
破産者　遠藤　久人
審尋期日　平成24年12月５日午前10時
平成24年９月３日
東京地方裁判所民事第20部

特別清算開始

平成２４年（ヒ）第２０５２号
東京都渋谷区広尾１丁目１番39号恵比寿プライムスクエア
清算株式会社　株式会社ジンファクトリー
代表清算人　原田　直之
１　決定年月日　平成24年８月31日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

監督命令

平成２４年（再）第１号
群馬県伊勢崎市粕川町1835番地１
再生債務者　株式会社グンゴー
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　群馬県前橋市大手町３丁目17番20号　丸山法律事務所　弁護士　丸山　和貴
平成24年９月３日　前橋地方裁判所民事部

平成２４年（再）第２号
岐阜市鏡島精華１丁目３番11号
再生債務者　合資会社松井八五郎商店
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　岐阜市金町１丁目４番地　朝日生命岐阜ビル３階　長良川法律事務所　弁護士　御子柴　慎
平成24年８月30日　岐阜地方裁判所民事部

平成２４年（再）第３号
静岡県藤枝市善左衛門１丁目18番地の36
再生債務者　株式会社フコク通商
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　静岡市葵区追手町２―20　ヤマムラビル追手町６階Ｃ号室　あい法律事務所　弁護士　荒巻　郁雄
平成24年８月31日
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（再）第２号
山口県下関市生野町２丁目12番４号
再生債務者　有限会社冨田建設
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　山口県下関市観音崎町12番10号　太陽生命下関ビル５階　島田法律事務所　弁護士　島田　直行
平成24年８月31日　山口地方裁判所下関支部

平成２４年（再）第２号
愛媛県東温市南方2190番地３
再生債務者　株式会社日進
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　松山市歩行町２丁目３番15号　白石・安藤法律事務所　弁護士　安藤　　潔
平成24年８月30日　松山地方裁判所民事部

再生債務者の株式の取得等を定めた再生計画案の提出の許可

平成２３年（再）第４号
神奈川県綾瀬市上土棚北５丁目８番21号
再生債務者　株式会社ユニテック
決定の要旨　再生債務者が次の条項を定めた再生計画案を提出することについて許可する。
１　再生債務者が取得する株式の数　再生計画認可決定確定前の発行済株式のすべて（１万3369株）
２　再生債務者が１の株式を取得する日　再生計画認可決定確定後、最初に行う募集株式発行の効力が生ずる日
３　減少する資本金の額　３億8994万8369円
４　資本金の額の減少がその効力を生ずる日　再生計画認可決定確定後、最初に行う募集株式発行の効力が生ずる日
５　募集株式の数　１万3369株
６　募集株式の払込金額　株式１株につき１円
７　募集株式と引換えにする金銭の払込期日　再生計画認可決定確定の日から３か月を経過した日の属する月の末日
８　増加する資本金の額　１万3369円
９　増加する資本準備金の額　０円
平成24年９月３日
横浜地方裁判所第３民事部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２４年（再）第５６号
東京都府中市南町５丁目38番地32
再生債務者　ミナミ株式会社
１　決議に付する再生計画案　平成24年８月31日付け管財人提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
３　債権者集会
⑴　期日　平成24年10月24日午後１時30分
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
４　書面投票期間　平成24年10月16日まで
５　議決権不統一行使の通知期限　平成24年10月10日
平成24年８月31日
東京地方裁判所民事第20部